

## 道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議

- 山形県地域公共交通計画において、地域全体として維持すべき路線として位置付けるものについては、運賃も含めたサービス内容を、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとしている（「協議運賃」の設定）。
- 「協議運賃」の設定及び変更は、道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項の規定により、山形県地域公共交通活性化協議会等において協議が調っている必要があることから、本協議会において下記路線について協議するもの。
- ※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者に「道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書」を交付する。

## 記

## 1 協議運賃対象系統（路線）

系統系	事業者	協議運賃等
米沢～仙台	山交バス(株)	資料 1 - 2 のとおり
	ジェイアールバス東北(株)	
上山～仙台	山交バス(株)	資料 1 - 3 のとおり
	宮城交通(株)	
新庄～仙台	山交バス(株)	資料 1 - 4 のとおり

## 2 適用する期間

令和 4 年 10 月 1 日から

## 3 協議事由

令和 4 年 6 月 27 日に開催した第 1 回山形県地域公共交通活性化協議会において、上記各系統の片道運賃に関する協議運賃の設定等について承認されたことに伴い、同系統に関する普通回数旅客運賃及び通勤（通学）定期旅客運賃についても連動して変更が生じることから、その変更内容について協議するもの。

< 道路運送法及び同施行規則の抜粋 >

## 道路運送法

### 第二章 旅客自動車運送事業

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

- 第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

## 道路運送法施行規則

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

- 第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する路線
  - 三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
  - 四 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
  - 五 実施予定日
- 2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は協議会において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。
- (法第九条第四項の協議が調つたとき)
- 第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。